

平成 2 6 年 6 月 3 0 日

府中市立学童クラブ条例の改正等について

1 趣旨

本市では、学童クラブ（放課後児童クラブ）を「府中市立学童クラブ条例」に基づき運営しています。

平成 2 4 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法の趣旨に基づき、放課後児童クラブについては、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、全国的に質の改善と量的拡充が求められています。

このような状況から、本市としましては「府中市立学童クラブ条例」の一部改正及び新たに民間事業者の学童クラブ事業参入を想定した「設備及び運営」の条例を制定するものです。

2 内容（主なもの）

(1) 府中市立学童クラブ条例の一部改正

既存の条例では、入会資格を心身に障害のある児童を除き、「小学校 1 年生から 3 年生までに在学」としていた規定を「小学生」に改正します。

(2) 「（仮称）府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定

児童福祉法の改正及び国の指針に基づき、放課後児童が明るく、衛生的な環境において育成されることを保障するため、最低基準を定めた設備及び運営を定めた条例を制定します。なお、条例は民間事業者が新たに学童クラブ事業の運営に参入した場合を想定しています。

ア 放課後児童健全育成事業の一般原則、非常災害対策、職員の要件及び知識、技能の向上等

イ 設備基準

ウ 職員の配置基準及び資格等

エ 運営規定、開所時間及び日数

オ 関係機関との連携

カ 事故発生時の対応 など

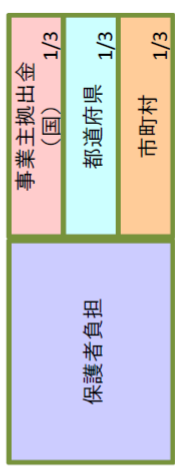
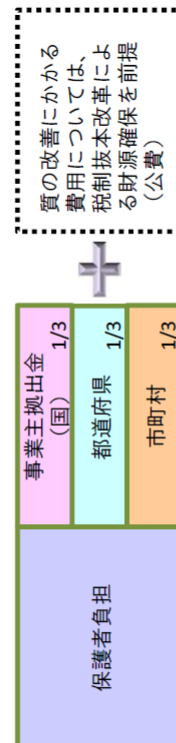
3 市の対応

条例案の制定にあたっては、本市における学童クラブ事業の運営状況のほか、国における新制度の趣旨や国が定める基準の検討経緯・内容を踏まえ、国基準と異なる特別な事情や特性がない場合は、国基準に従うことを基本として、条例整備に向けた準備を進めます。

4 実施日

平成27年4月1日からを予定しています。

放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することも地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村行動計画」の策定。 総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 総合的かつ計画的に事業を実施する責務 <p>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</p>
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	 <p>※質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</p> <p>※質の改善にかかる費用については、(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項)</p> <p>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。(同法附則第3条)</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国基準)

職員関係の【従うべき基準】以外は、参酌すべき基準

項目	内容
放課後児童健全育成事業者の一般原則等	<p>○事業を利用している児童(以下「利用者」という)の人権への配慮、人格の尊重</p> <p>○地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明</p> <p>○運営の内容についての自己評価、結果の公表</p> <p>○放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備(採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと)</p> <p>○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等</p>
職員の一般的要件等	<p>○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと</p> <p>○常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと</p> <p>○放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保</p>
設備関係	<p>○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という)、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置</p> <p>○専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと</p> <p>○専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと(利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない)</p> <p>○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと</p>
職員関係	<p>○<u>【従うべき基準】放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員(有資格者)を置かなければならないこと</u></p> <p>○<u>【従うべき基準】放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができること</u></p> <p>○<u>【従うべき基準】放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと</u></p> <p>・保育士</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長(特別区の区長を含む)が適当と認められたもの <p>○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規模)は、おおむね40人以下とすること</p> <p>○【従うべき基準】放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと(利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止 ○職員の利用者に対する虐待等の禁止 ○利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理 ○感染症又は食中毒の発生、まん延の防止 ○必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること ○放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項等 ○職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備 ○職員の秘密の漏洩の禁止等 ○利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等 ○市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善

	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力 ○開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること ○開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること ○保護者との密接な連絡(利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと) ○市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援 ○事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等 ○賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償
経過措置	<p>○施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含めること。</p>